

本日討議いただきたい事項 (金融サービスのデジタル化への対応)

◎AML/CFT の観点からの規律

① 前払式支払手段の現状

我が国では、デジタルマネー・電子マネーの発行について、銀行業・資金移動業のほか、小口決済等に幅広く使われている前払式支払手段を活用したものがある。前払式支払手段は、原則として発行者に対する償還請求が行えないこと等も背景として、銀行・資金移動業者と異なり、犯収法上の本人確認義務等が課されていない¹。また、資金決済法上、利用者ごとの発行額の上限もない²。

我が国で利用されている第三者型³の前払式支払手段の大宗を占める(紙型・磁気型⁴以外の) IC 型・サーバ型の利用実態等を見ると、

- ・ 多くは、交通系 IC カードなど、電子的に移転・譲渡ができず、小口決済に使われている(小口決済型)⁵。
- ・ 一方、電子的な移転・譲渡が可能なもの(電子移転可能型)として、番号通知型と残高譲渡型が提供されている。
- ・ 更に、電子移転可能型の中には、アカウントのチャージ可能額の上限額が高額となるもの(チャージ上限設定のないものを含む: 高額電子移転可能型)もある。実際に多額の残高譲渡をしている利用者は限られると見られるが、⁶数千万円のチャージが可能なサービスも提供されている(資料 2 - 1 1 頁参照)。

¹ 2019 年 7 月に公表された金融審議会金融制度スタディ・グループ『『決済』法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告〈基本的な考え方〉』において、「前払式支払手段は払戻しが認められておらず、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に係るリスクが相対的に限定されている。このため、取引時確認義務等については、これを引き続き課さないこととすることが考えられる。」とされていた。一方、近年の犯罪収益移転危険度調査書(国家公安委員会)においては、クレジットカードのマネロン等のリスクとして、第三者に番号を通知し、当該第三者に商品を購入させ、その商品を売却することにより事実上の資金移動が行える点を指摘している(注 12 参照)。

² このほか、前払式支払手段発行者に対する供託義務の水準(半年ごとに未使用残高を計算した上でその 1/2 を供託)が資金移動業に対する供託義務の水準(原則 1 週間ごとに計算し、その全額を供託)と異なる。

³ 発行者以外の加盟店でも利用が可能な前払式支払手段。

⁴ 古物営業法の物品に当たるものについては同法が適用され、買取額が 1 万円以上となる場合には、古物商において本人確認が必要となる。

⁵ 例えば交通系 IC カードの前払式支払手段のチャージ残高は、各社の規約により上限 2 万円と設定されている。こうした電子的な移転の行えない小口決済型については、そのリスクに鑑み、特段の対応を求めることは不要と考えられる。

⁶ 金融庁が計数の提供を依頼し、提供を受けた残高譲渡型の前払式支払手段の発行者 4 社の残高譲渡額(月間)の分布は、1 万円未満 88.4%、1 万円以上 10 万円未満 11.5%、10 万円以上 0.1% (2019 年 6 月)。

(参考1) 電子移転可能型の類型

ア 番号通知型

○番号通知型（狭義）

発行者が管理する仕組みの外で前払式支払手段である番号等（※）の通知により、電子的に価値を移転することが可能なものをいう。例えば、以下のものが考えられる。

- ・メール等で通知可能な前払式支払手段（ID番号等）を用いてアカウントにチャージする電子ギフト券等。

（※）予め特定したアカウントへのチャージを行うため、チャージ代金を支払う前に店舗の専用端末で発行される整理券（例：バーコード）は、前払式支払手段である番号等に該当しない。

○番号通知型（狭義）に準ずるもの

番号通知型（狭義）及び残高譲渡型以外のものであって、発行者が管理する仕組みの外で、チャージ済のアカウント残高（前払式支払手段）の利用権と紐づくものとして発行者から付与された番号等を他者に通知することにより、当該他者に対し、当該残高（前払式支払手段）を容易に利用させることが可能であり、かつ、その利用範囲が多数かつ広範囲に及ぶものとして法令において個別に規定するものとすることが考えられる。現時点では、以下のみが該当するものと想定される。

- ・国際ブランドのクレジットカードと同じ決済基盤で利用することができるプリペイドカード（いわゆる国際ブランドのプリカ）

イ 残高譲渡型

発行者が管理する仕組みの中でアカウント間での前払式支払手段の残高譲渡が可能なものをいう。

前払式支払手段は、発行者や加盟店への支払手段として制度化されたものであり、電子的な移転等のサービス提供を想定したものではなかった。しかしながら、近年、オンラインのプラットフォームや国際ブランドのクレジットカード決済基盤を活用すること等により、広範な店舗で多種多様な財・サービスの支払いに利用できる前払式支払手段が登場し、発行者に対する償還請求が行えないという制約はあるものの、その機能は現金に接近しているとも考えられる⁷。我が国においては、こうした前払式支払手段が紙幣や硬貨などの現

⁷ 前払式支払手段については、資金決済法制定時の金融審議会の答申「資金決済に関する制度整備について」（2009年1月14日）において、以下の通り、整理されていた。

- ・前払式支払手段の換金・返金は、原則として禁止することとし、利用者の利便性を考慮して例外的に換金・返金を行うことができること（略）が適当と考えられる。
- ・前払式支払手段の譲渡については、現在規制されておらず、換金・返金が原則として禁止されるのであれば、譲渡により不正送金や脱法行為が生じるリスクは低いと考えられ、引き続き規制の必要はないと考えられる。しかし、譲渡

金に置き換わり、利便性の高い決済サービスとして、キャッシュレス化やイノベーション創出に寄与しているとの指摘がある。

② 番号通知型の電子移転可能型前払式支払手段についての不正利用防止策等

電子移転可能型のうち、残高譲渡型に関しては、2019年12月の金融審議会ワーキング・グループ報告⁸に基づき、不正利用防止の観点等から、内閣府令等を改正し、所要の措置を講じた。具体的には、自家型・第三者型の前払式支払手段の発行者に対し、移転可能な未使用残高の上限設定や、繰り返し譲渡を受けている者の特定などの不自然な取引を検知する体制整備、不自然な取引を行っている者に対する利用停止等を義務付けた。

これに基づき、発行者においては、1回当たりの残高譲渡の上限額を10万円とする取組みや、1日又は1か月当たりの残高譲渡額に上限額を設ける取組みなどが進められている。これらの取組みを通じて、不正利用のリスクが一定程度抑制されているとの指摘がある。

一方、番号通知型については、現時点では、残高譲渡型と同様の体制整備等の対応は求めている⁹。しかしながら、番号通知型については特殊詐欺等を含む不正利用事案の例が報告されているほか、転売サイトへの転売等に伴うトラブルも報告されている。

こうした不正利用への対応については、発行者が、利用者に対して転売等が禁止されていることをわかりやすい態様で十分周知するほか、不正転売等のモニタリング等を行うことが重要となると考えられる。その際、残高譲渡型と同様に、番号通知型においても、対象を高額のものに限るのではなく、少額の取引を含めた取組みを行うことが重要である。

以上を踏まえ、番号通知型について、不正利用防止等の観点から、残高譲渡型と同様の価値移転に焦点を当てた体制整備等を求める趣旨で、以下の対応が考えられる。

ア 自家型・第三者型の前払式支払手段の発行者に対して、転売を禁止する約款等の策定や転売等が行われた場合の利用凍結等を行うとともに、利用者への注意喚起等を行う体制整備を求める。

イ 当局としても、転売サイトの利用等を控えるよう周知徹底を図る。

番号通知型に関しては、犯罪利用防止等の観点から発行額を少額にする等の取組みが見られるほか、発行者等から買取業者・転売サイト等の買取り（第三者買取り）に対する強力な対策が必要であるとの指摘があった。これに対し、買取業者等は法規制の隙間で活動することが多く、発行者による買取りが有益である等の指摘もある。この点については、発行者においても、以下のような対応を含め、総合的に検討していく必要がある。

が自由に行われ、換金・返金も自由に行われる場合は、為替取引としての機能を有することも考えられ、前払式支払手段としての性格を変えることとなるため、資金移動サービス（後述）として事業が行われると整理することが適当と考えられる。

⁸ 金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告（2019年12月）

⁹ 番号通知型については、2016年8月の事務ガイドラインの改正により、発行者に対し、詐欺等の被害者からの申出等をもとにした利用停止の措置等の体制整備が義務付けられている。ただし、残高譲渡型のように、移転可能であることに直接的に焦点を当てた不適切な利用を防止するための体制整備とはされていない。

- ・発行額を少額にする等により犯罪利用を防止する取組み
- ・発行者のシステムにおいてギフトとして移転した後の再移転を防止する仕組み
- ・発行者による業務の健全な運営に支障が生ずるおそれがない範囲内での買取り（払戻し）¹⁰

また、発行者による発行価格と同額での買取り（払戻し）は、第三者買取りが通常割引価格で行われることを踏まえると、これを利用するインセンティブを大きく減じさせ、有効な対策と考えられる。転売サイト等への売却対応が課題となっている発行者においては、資金移動業登録を行い、払戻機能をあわせ提供することも検討することが考えられる。

（参考2）特殊詐欺等の不正利用事案の例

直近の犯罪収益移転危険度調査書（国家公安委員会（2020年11月））によれば、電子マネーが悪用された事例として、以下のものが報告されている。

- ・詐欺により得た電子マネーをインターネット上の仲介業者を介して売却し、販売代金を他人名義の口座に振り込ませていた事例
- ・詐欺により得た電子マネー利用権で、別の電子マネー利用権を購入し、買取業者に転売し、その代金を借名口座に振り込ませ、その後、ATMで出金していた事例
- ・だまし取った電子マネーの番号を、買取業者が特殊詐欺グループから電子メールで受信し、收受していた事例 等

③ 前払式支払手段を巡る AML/CFT に関する環境変化

マネー・ローンダリング等のリスクについては、2014年の改正犯収法に基づき、2015年から国家公安委員会が犯罪収益移転危険度調査書を策定し、分析結果を公表している。この調査書の中においては、2015年以降、犯収法上の特定事業者（金融分野に限らず幅広い事業者が含まれる）¹¹に加え、引き続き利用実態を注視すべき新たな技術を用いた商品・サービスとして電子マネー（前払式支払手段等）も記載されている。

マネー・ローンダリング等は、一般に、その対策が脆弱な部分が狙われる側面があり、AML/CFTの対策は提供されるサービスの機能に着目して横断的に検討する必要がある。本ワーキング・グループでは、FATF審査の結果や金融のデジタル化の動きなどを踏まえ、為替取引を行う銀行・資金移動業者のAML/CFT業務の底上げや、暗号資産等（ステーブルコ

¹⁰ 現行の前払式支払手段に関する内閣府令では、払戻総額が、直前の半期の発行総額の2割未満、又は、直前の基準日（3月末又は9月末）の未使用残高の5%未満を満たす場合には、払戻しが認められている。

¹¹ 預金取扱金融機関、保険会社等、金融商品取引業者、商品先物取引業者、信託会社等、貸金業者、資金移動業者、暗号資産交換業者、両替商、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、宝石・貴金属等取扱事業者、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者、法律・会計専門家（弁護士、行政書士、公認会計士、税理士）。

イン)に関する AML/CFT を含む対応強化を検討しているが、前払式支払手段への対応についてもあわせて検討する必要がある。

【論点 1】(番号通知型(狭義)に準ずる前払式支払手段とクレジットカードの比較)

犯罪収益移転危険度調査書においては、犯収法上の特定事業者であるクレジットカード事業に係る危険度の要因(特徴)として、現金を別の財産に換えることにより犯罪収益の追跡可能性を低下させるおそれがある、カード番号等を第三者に教えることにより当該第三者に商品等を購入させることができる、第三者に換金性の高い商品等を購入させ、当該第三者が当該商品等を売却して現金を得ることにより事実上の資金移動を行うことが国内外を問わず可能となる旨の指摘がなされている¹²。

この点、いわゆる国際ブランドの前払式支払手段(番号通知型(狭義)に準ずる前払式支払手段に該当)は、同ブランドのクレジットカードと同じ機能を提供しており¹³、マネー・ローンダリング等の観点からは、同じ危険度があると考えられる。また、近年、数千万円規模の高額なチャージを可能とする国際ブランドの前払式支払手段もサービス提供されている。

同じリスクに対しては同じ対応を求めることが原則とも考えられる。この点についてどう考えるか。

電子移転可能型前払式支払手段については、②で検討した不正利用防止等の体制整備により、特殊詐欺等に悪用されるリスクの抑制に一定の効果があると考えられる。一方で、マネー・ローンダリング等の防止の観点からは、権利移転の過程を含むより幅広い観点からの確認・モニタリングが必要であり、本人確認を経ないアカウント等に基づくモニタリングでは、その効果に限界があると考えられる。

【論点 2】

例えば、犯罪収益移転危険度調査書においては、危険度の高い取引の顧客の属性として反社会的勢力(暴力団等)を指摘している。金融庁が検査で把握した事例では、電子移転可能型前払式支払手段のサービスから犯収法上の本人確認を経て資金移動業のサービスに移行した利用者の中に反社会的勢力と評価される者が確認され、サービス利用を停止した事例がある。本人確認等を行うことなく、反社会的勢力に対する前払式支払手段の価値・残高の移転等を防止することには限界があるとも考えられる。この点についてどう考えるか。

¹² 犯罪収益移転危険度調査書において、クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカードの危険度の要因(特徴)として以下の分析がなされている。

- ・クレジットカードは、犯罪による収益を現金で取得した者がクレジットカードを利用して当該現金を別の財産に換えることができることから、犯罪による収益の追跡可能性を低下させるおそれがある
- ・クレジットカード会員がそのクレジットカード番号等の情報を第三者に教えることにより、当該第三者に商品等を購入させることができるほか、クレジットカードは国内外を問わず利用でき、一部には利用枠が高額なものもある
- ・したがって、例えば、第三者に換金性の高い商品等を購入させ、当該第三者が当該商品等を売却して現金を得ることにより、事実上の資金移動を国内外を問わず行うことが可能となる。

¹³ いわゆる国際ブランドの前払式支払手段は、同ブランドのクレジットカードの決済基盤を活用して、オンラインでの利用も含め、同ブランドの加盟店で使用できる仕様となっており、当該クレジットカードと同じサービス機能を提供している。当該前払式支払手段と当該クレジットカードの違いは、支払の時点(前払いか後払いか)と考えられる。

【論点3】

また、同調査書においては、特定事業者による、マネー・ローンダリング等の観点から疑わしい取引の届出事例を紹介している。直近の届出受理件数は、預金取扱金融機関、クレジットカード業者、貸金業者、金融商品取引業者、暗号資産交換業者、資金移動業者の順となっている。また、その届出内容は、

ア 共通する事項として、暴力団員、暴力団関係者等に係る取引、架空名義口座・借名口座の取引に関する事項

イ 預金取扱金融機関・資金移動業者に特有のものとして、多数の者から頻繁に送金を受ける口座・多数の者に頻繁に送金を行う口座に係る取引等に関する事項となっている。

アについては、口座開設時等の本人確認がない下で行うことは困難であり、イについても本人の属性・口座開設目的等の確認なく実効性を持ったモニタリングを行うことには限界があるとも考えられる。この点についてどう考えるか。

更に、同調査書においては、犯収法に基づく疑わしい取引の届出受理件数は増加傾向にあること、その背景として、社会全体のコンプライアンス意識の向上に伴う監視体制の強化や金融機関等を対象とした研修会等の効果が指摘されている。特定事業者の業界団体では、その会員等に対し、ガイドブック・社内規定モデル等の作成・配布や研修会の実施など、マネー・ローンダリング対策を業界として向上させる取組みが継続的に行われている¹⁴。

こうした観点を踏まえ、従来、犯収法に基づく本人確認義務等は課さないこととされていた前払式支払手段発行者についても、銀行・資金移動業者、暗号資産交換業者、クレジットカード事業者等を含む他の特定事業者との間で、マネー・ローンダリング等への対応の差異が拡大しないよう、リスク・ベース・アプローチの下、利用者利便の観点や、前払式支払手段がキャッシュレス化やイノベーション創出に果たしている役割にも配慮しつつ、本人確認が必要となる高額電子移転可能型前払式支払手段の範囲を定めることが考えられる。

④ 「高額電子移転可能型前払式支払手段」への対応案

高額電子移転可能型前払式支払手段の範囲については、支払手段の電子的な移転を反復継続して行う場合、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが特にならると考えられる。こうした観点からは、残高譲渡型はチャージしたアカウントから他のアカウントに電子的に残高を移転する行為に着目し¹⁵、番号通知型は電子的にアカウントにチャージする行為に着目する¹⁶こととなる。

¹⁴ 特定事業者の業界団体による取組みは犯罪収益移転防止に関する年次報告書（国家公安委員会）において紹介されている。

¹⁵ 残高譲渡型の場合、譲渡側も譲受側も発行者のシステムで予めアカウントを作成し、発行者が管理する仕組みの中で、残高譲渡により価値が移転される。このため、発行者は、価値移転を把握することが可能である。

¹⁶ 番号通知型（狭義）の場合、アカウントにチャージする前の番号が、発行者が関知しない状況でメール等により他者

以上を踏まえ、以下のア～オの全ての要件を満たす前払式支払手段を「高額電子移転可能型前払式支払手段」と定義することが考えられる。

ア 第三者型前払式支払手段（電子機器その他の物に電磁的方法により記録されるものに限る）

イ 電子情報処理組織を用いて移転することができるもの¹⁷ ¹⁸

ウ アカウト（発行者が前払式支払手段に係る未使用残高を記載し、又は記録する口座をいう）において管理されるもの

エ 上記ウのアカウントは繰り返しのチャージ（リチャージ）が行えるものに限る¹⁹ ²⁰

オ 次の(a)～(c)に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める要件のいずれかに該当するもの²¹。

(a) 残高譲渡型の場合

- ・他のアカウントに移転できる額が一定の範囲を超えるもの（例：1回当たりの譲渡額が10万円超²²、又は、1か月当たりの譲渡額の累計額が30万円超²³のいずれかに該当）

(b) 番号通知型（狭義）の場合

- ・メール等で通知可能な前払式支払手段（ID番号等）によりアカウントにチャージする額²⁴が一定の範囲を超えるもの（例：1回当たりのチャージ額が10万円超、又は、1か月当たりのチャージ額の累計額が30万円超のいずれかに該当）

に通知されることから、発行者が管理する仕組みの外で、番号通知により価値が移転される。このため、発行者は、価値移転自体を把握できない。番号通知型（狭義）に準ずるもの（いわゆる国際ブランドの前払式支払手段）の場合、チャージ済の残高の利用権と紐づいた番号が、発行者が管理する仕組みの外で、番号通知により価値が移転される。このため、発行者は、価値移転自体を把握できない。

¹⁷ 電子移転可能型（残高譲渡型、番号通知型（狭義）及び番号通知型（狭義）に準ずるもの）をいう（前述の①前払式支払手段の現状の参考1（電子移転可能型の類型）を参照）。

¹⁸ 前払式支払手段のサービスに係る規約等において譲渡等を禁止している場合でも、利用者がこれに反して事実上譲渡等を行うことが可能である場合には、このイの要件に該当するものと考えられる。

¹⁹ アカウトの開設契約は、前払式支払手段の発行を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約をいうこととなる。

²⁰ アカウトにリチャージができない番号通知型の前払式支払手段（いわゆる使い切り型の電子移転可能型前払式支払手段）については、前述の②番号通知型の電子移転可能型前払式支払手段についての不正利用防止策等で検討される体制整備義務の中で、発行の上限額を設定するなどの適切な対応を求めることが考えられる。

²¹ 例えば、(a)残高譲渡型、(b)番号通知型（狭義）の双方に当たる前払式支払手段の場合には、他のアカウントに移転できる額が一定の範囲以内であり、かつ、メール等で通知可能な前払式支払手段（ID番号等）によりアカウントにチャージする額が一定の範囲以内であれば、このオの要件には該当しない。

²² 現金を持ち込んで銀行送金する場合は、10万円超の送金に対して取引時確認（本人確認）を求める犯収法の考え方を参考に、1回当たりの譲渡額・チャージ額を10万円超とすることが考えられる。

²³ 同一の機能・リスクに対しては同一のルールという考えに基づき、電子移転可能型前払式支払手段と機能が類似する資金移動業者・クレジットカード事業者に関する以下の制度や利用実態等を踏まえ、1か月当たりの譲渡額・チャージ額の累計額を30万円超とすることが考えられる。

- ・資金移動業者は、送金額の多寡にかかわらず（1種：送金上限なし、2種：上限100万円、3種：上限5万円）、犯収法に基づく取引時確認（本人確認）等を行うことが求められる。

- ・クレジットカード事業者も、利用可能枠の多寡にかかわらず、犯収法に基づく取引時確認（本人確認）等を行うことが求められる。クレジットカード利用可能枠は、一般に10万円以上から設定され、少額利用のものとして信用力の低い学生向けには30万円程度とする例がある。

²⁴ ID番号等である前払式支払手段を使うことなく、残高に直接チャージするもの（例：クレジットカードや銀行口座からの入金、フリーマーケットの売上金の入金）の額は、この要件への該当性を判断するに際しては、「メール等で通知可能な前払式支払手段（ID番号等）によりアカウントにチャージする額」に含めない。

(c) 上記(b)に準ずるものの場合

・アカウントへのチャージ額・利用額が一定の範囲を超えるもの（例：1か月当たりのチャージ額の累計額、1か月当たりの利用額の累計額のいずれもが30万円超）

※ ただし、上記(a)～(c)のいずれかに該当するものであっても、アカウントに係る未使用残高の上限額²⁵が一定額以下のもの（例：30万円以内）は、対象外（高額電子移転可能型前払式支払手段には該当しない）。

(参考3) 具体的なあてはめ（高額電子移転可能型前払式支払手段の要件への該当性）

(a) 残高譲渡型

1回当たり譲渡額＝10万円、1か月当たり譲渡額の累計額＝30万円

⇒ 該当しない

1回当たり譲渡額＝15万円、1か月当たり譲渡額の累計額＝30万円

⇒ 該当する

1回当たり譲渡額＝10万円、1か月当たり譲渡額の累計額＝50万円

⇒ 該当する

(b) 番号通知型（狭義）

1回当たりチャージ額＝10万円、1か月当たりチャージ額の累計額＝30万円

⇒ 該当しない

1回当たりチャージ額＝15万円、1か月当たりチャージ額の累計額＝30万円

⇒ 該当する

1回当たりチャージ額＝10万円、1か月当たりチャージ額の累計額＝50万円

⇒ 該当する

(c) 上記(b)に準ずるもの

1か月当たりのチャージ額の累計額＝50万円、1か月当たりの利用額の累計額＝30万円

⇒ 該当しない

1か月当たりのチャージ額の累計額＝30万円、1か月当たりの利用額の累計額＝50万円

⇒ 該当しない

1か月当たりのチャージ額の累計額＝30万円、1か月当たりの利用額の累計額＝30万円

⇒ 該当しない

1か月当たりのチャージ額の累計額＝50万円、1か月当たりの利用額の累計額＝50万円

⇒ 該当する

※ 「該当する」となったものであっても、アカウントに係る未使用残高の上限額が一定額以下のもの（例：30万円以下）は、対象外（高額電子移転可能型前払式支払手段に該当しない）。

²⁵ いわゆるウォレット等にチャージできる残高の上限額をいう。

※なお、例えば、(a)残高譲渡型、(b)番号通知型（狭義）の双方に当たる前払式支払手段の場合には、他のアカウントに移転できる額が一定の範囲以内であり、かつ、メール等で通知可能な前払式支払手段（ID番号等）によりアカウントにチャージする額が一定の範囲以内であれば、オの要件には該当しない。

（例）残高譲渡型にも番号通知型（狭義）にも当たる前払式支払手段の場合に、以下を満たしているときは、当該前払式支払手段は、オの要件(a)(b)のいずれにも該当しない（高額電子移転可能型前払式支払手段とならない）。

1回当たりの譲渡額＝10万円以下、かつ、1か月当たり譲渡額の累計額＝30万円以下、かつ、

1回当たりのチャージ額＝10万円以下、かつ、1か月当たりチャージ額の累計額＝30万円以下

こうした高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者に対し、資金決済法上の登録申請書への記載や、業務実施計画の届出を求め、当局によるモニタリングを強化する。この業務実施計画においては、利用者保護等の観点を踏まえ、商品性、システムによる対応事項、モニタリング手法、不正利用等が生じた場合の利用者に対する対処方針などの記載を求められることが考えられる。

発行者においては、高額電子移転可能型であるものと高額電子移転可能型でないものの両方を発行する場合が考えられる。この場合、制度上、両者は別々の前払式支払手段と位置付けられるが、実務上は、利用者が同一のアプリ等においてシームレスに高額電子移転可能型に移行できるような仕組みを可能とすることが考えられる²⁶。

以上の対応については、発行者側のシステム対応に加え、既存ユーザーへの周知が必要であること等を踏まえ、適切な猶予期間を設ける必要がある。

なお、上記の内容を前提として、オンラインで完結する本人確認方法があること等も踏まえつつ、犯収法に基づく本人確認等の規律の適用関係を検討することが考えられる²⁷。

【論点4】

高額電子移転可能型に関する上記の対応について、どのように考えるか。

²⁶ 前払式支払手段の発行者と資金移動業者の両方の登録を受けている事業者において、前払式支払手段のアカウントから資金移動業のアカウントにシームレスに移行できるサービスを提供する実務上の対応が行われている。

²⁷ 「高額電子移転可能型前払式支払手段」の発行者を特定事業者とし、「高額電子移転可能型前払式支払手段」のアカウントの開設を特定取引とし、「高額電子移転可能型前払式支払手段」の発行に係る業務を特定業務とし、「高額電子移転可能型前払式支払手段」のアカウントの譲渡を禁止することが考えられる。